

帝京科学大学版ガバナンス・コード（令和7年4月）

私立大学においては、私立大学団体が定める自主行動基準である「ガバナンス・コード」等を踏まえ、自主的・自律的な運営、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めることが求められています。

帝京科学大学（以下「本学」という。）においては、本学が加盟する「日本私立大学協会」の定める「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード（第1版）」（以下、「私大協版」という。）に準拠したガバナンス・コードを「帝京科学大学版ガバナンス・コード」として定め、これに基づき大学運営を行うとともに、同ガバナンス・コードの実施状況を点検・公表してまいりました。

引き続き、一般社団法人日本私立大学連盟が策定する「私立大学ガバナンス・コード」に準拠して法人及び大学運営を行います。

<帝京科学大学版ガバナンス・コードの構成等>

○「帝京科学大学版ガバナンス・コード」は本学の運営指針で、章立て、項目、内容は私大協版に準拠して定めています。

○表左欄にガバナンス・コードを、表右欄に本学の実施状況等（令和7年4月1日現在）を記載しています。実施状況に変更があった場合は、該当欄の末尾に更新日を記載しています。

（参考）私立大学のガバナンス・コードについて

①近年、企業をはじめ様々な形態の法人（国立大学法人を含む）のガバナンス改革が行われています。

文部科学省の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会の「学校法人制度の改善方策について」（平成31（2019）年1月7日）においては、「私立大学版ガバナンス・コード」策定の推進が提言されました。

この提言では、「私立大学版ガバナンス・コード」について、「私立学校法等の法令に基づくだけでなく、私立学校の自主性・自律性を最大限に発揮し、私学団体等が自ら行動規範を定め、学生と保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、学校法人を運営する者が経営方針や姿勢を自主的に点検し、私立学校の健全な成長と発展につなげていく」こととし、まずは文部科学大臣所管法人を中心とした団体から取り組むとされています。これを受けて、日本私立大学協会、日本私立大学連盟等の大学団体が「私立大学版ガバナンス・コード」を定めています。

②一般的に、法令のように法的拘束力を伴う規範が「ハード・ロー」と呼ばれているのに対し、コーポレートガバナンス・コードのような法的拘束力を伴わない規範・基準・ガイドライン等が「ソフト・ロー」と呼ばれています。「私立大学版ガバナンス・コード」は「ソフト・ロー」に該当します。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

ガバナンス・コード	実施状況等
私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 帝京科学大学は、今後とも私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠した本ガバナンス・コードを規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。 また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。	帝京科学大学（以下「本学」という。）は、左記のとおり適切なガバナンスを確保し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

ガバナンス・コード	実施状況等
（1）建学の精神 人類の将来を正しく見据え、生命の尊厳を深く学び、自然と人間の共生に貢献できる人材を育成し、持続可能な社会の発展に寄与する。	左記の建学の精神を掲げています。

ガバナンス・コード	実施状況等
(2) 建学の精神・理念に基づく人材像 「大学の理念」において次のように定めています。 1. 自然に対する深い洞察力と学術に対する豊かな識見を養い、高度な専門的知識と実践的な問題解決能力を備えた人材を育成する。 2. 人類の幸福のために、学術を適切に運用する倫理的判断力を涵養し、知情意の均整のとれた健全な人格を養成する。 3. 深く専門の学術を研究し、その成果を地域社会に還元するとともに広く世界に発信し、人類の発展に寄与する。	建学の精神に基づき、左記の大学の理念を定めています。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等（本学の教育研究上の目的） 学則第1条に次のとおり定めています。 ・「本学は教育基本法に基づき、広く知識を授け人格の陶冶を図り、知的及び応用的能力を展開させると共に、深く専門の学術を教授・研究し、国際的視野に立って、日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。」大学院学則第1条に次のとおり定めています。 ・「帝京科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、高度な教育研究を通じて深く専門の学術を探究し、広く人類の福祉に貢献することを目的とする。」	建学の精神及び大学の理念に基づき、左記のとおり学則に人材養成を定めています。具体的には、各学部及び各学科の目的に関する規則で養成する人材像を明示しています。今後とも、これらの人材養成のために教育研究活動の充実を図っていきます。

ガバナンス・コード	実施状況等
(2) 中期的(原則として 5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	令和4年3月の理事会・評議員会で令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)の5年間の中期目標・計画を新たに策定しました。策定に当たっては、令和2年度の機関別認証評価報告書の参考意見(「改善を要する点はなし」)を踏まえ、本学の管理運営・教学に関する重要事項を審議する部局長会の審議、学内教職員のパブリックコメントを経て策定しています。単年度評価が実施しやすいように、「個別計画」を評価対象項目として新設したため、一部「計画」に修正を行う必要が生じたため。令和6年1月18日の理事会・評議員会にて審議・承認をいただいた。(令和6年1月)
② 中期目標・計画の進捗状況は部局長会、その結果については、自己点検・評価委員会で審議し、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。財務状況については、財務理事会で進捗状況を管理把握します。	中期目標・計画の進捗状況については、部局長会で管理・把握し、自己点検・評価委員会で検証します。財務状況については、財務理事会で管理・把握し、特に有価証券運用については、理事会・評議員会に定期的に報告しています。毎年度の事業計画書は、中期目標・計画を踏まえて作成し、中期目標・計画と毎年度の事業計画一体となって取り組んでいます。
③ 財政的な裏付けのある中期目標・計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	左記のとおり努めています。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	左記のとおり人材養成・確保に努め、事務職員の役割を一層重視しています。
⑤ 経営陣と教職員が中期目標・計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	左記のとおり努めています。

ガバナンス・コード	実施状況等
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容	令和４年度からの中期目標・計画は、Ⅰ 教育、Ⅱ 学修支援・学生支援、Ⅲ 広報・入試・学生募集 Ⅳ 教育研究組織、研究 Ⅴ 地域連携・グローバル化、Ⅵ 大学運営 Ⅶ 設置校で構成しています。中期目標・計画は、ホームページで公表しています。
（３）私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	左記のとおり努めています。
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本 私立学校振興・共済事業団、教職員、学生、父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	左記のとおり努めています。
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 （平成２７年２月２４日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	左記のとおり努めています。

第２章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

前文

ガバナンス・コード	実施状況等
私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。	左記のとおり努めています。

2-1 理事会

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 理事会の役割 ① 意思決定の議決機関としての役割 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	左記のとおり努めています。
② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。	議決事項については寄附行為施行細則に定めています。
イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。
ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	理事会への報告状況を増やすなど取り組んでいます。
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。	左記のとおり努めています。
イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	適時かつ正確な情報共有が行われるよう努めています。
④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事長の権限の一部を学長に委任しています。	理事長が学長を兼務し、経営と教学の一体化を図っています。
イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。	副学長、学長補佐を置き、学長の職務を補佐しています。

ガバナンス・コード	実施状況等
ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	学長補佐については、所掌業務を明示しています。
⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。	寄附行為細則に各年度４回開催を常例とする旨定めるなど、実効性のある開催に取り組んでいます。
イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	左記のとおり取り組んでいます。
⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	任務を怠り本法人に損害を与えた場合、職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負うこととしています。
⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	役員が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、内容に応じ、他の役員も連帯して責任を負うこととしています。
⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	左記のとおり寄附行為に定めています。
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	左記のとおり寄附行為に定めています。

2-2 理事

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。
② 理事長を補佐する理事として、常任（勤）理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	学内理事が常勤理事となり、理事長を補佐しています。理事長職務の代理も定めています。
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	左記のとおり寄附行為に定めています。
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	左記のとおり努めています。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととしています。
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告することとしています。
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。
(2) 学内理事の役割 ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	左記のとおり、適切な業務執行を推進しています。

ガバナンス・コード	実施状況等
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	左記のとおり業務を遂行しています。
(3) 外部理事の役割 ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条 第5項に該当する理事）を選任します。	複数名の外部理事を選任しています。
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	左記のとおり取り組んでいます。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	左記のとおり取り組んでいます。
(4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	今後、十分な研修機会を設けられるよう検討します。

2-3 監事

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととしています。
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	監事は理事会・評議員会、財務理事会に毎回出席しています。
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。

ガバナンス・コード	実施状況等
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	左記のとおり寄附行為に定めています。
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	左記のとおり寄附行為に定めています。
(2) 監事の選任 ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。
② 監事は2名以上置くこととします。	寄附行為において、監事は2・3名置くこととし、令和4年度から3名置いていましたが、1名辞任したため、2名体制となっております。(令和5年10月)
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	左記のとおり考慮しています。
(3) 監事監査基準 ① 監査機能の強化のため、監事監査基準・同規則等を作成します。	監事監査規程を一部改正して対応しています。(令和5年5月)
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	監査計画を理事会・評議員会に報告しています。
③ 監事は、監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	改正後の監事監査規程に基づき、監査を実施し、常勤監事は年2回監査報告書を理事会、評議員会に報告しています。

ガバナンス・コード	実施状況等
(4) 監事業務を支援するための体制整備 ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	意見交換の場を設け監事監査の機能充実が図れるよう検討します。
② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。	改正後の監事監査規程に監事会設置を盛り込んでいます。（令和6年5月）
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	文部科学省主催の監事研修会に参加するなど、左記のとおり努めています。（令和6年5月）
④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	監事に対しての十分なサポート体制を整えるよう検討します。
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	左記のとおり努めています。
(5) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	令和4年度から常勤監事を設置しています。（令和6年5月）

2-4 評議員会

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。 ① 予算、事業計画に関する事項 ② 中期的な計画の策定 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員報酬に関する基準の策定 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの。	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	左記のとおり努めています。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することが出来ます。	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。

2-5 評議員

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 評議員の選任 ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	寄附行為において、理事の人数の2倍を超える人数を設定し選任しています。

ガバナンス・コード	実施状況等
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	左記のとおり寄附行為に定め、選任しています。
③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は 役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見 具申ができる有識者を選出します。	寄附行為の定める選任区分に基づき選任しています。
④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	左記のとおり実施しています。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実 ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	左記のとおり努めています。
② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	今後、十分な研修機会を設けられるよう検討します。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）前文

ガバナンス・コード	実施状況等
学長の任免は、規程に基づき、「理事会が行う」と定めています。	学長の任免は、「帝京科学大学学長等選任規程」に基づき、理事会で選任しています。本学においては、理事長が学長を兼務しており、経営と教学が一体となって大学を運営しています。

3-1 学長

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 学長の責務（役割・職務範囲） ① 学長は、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	学長は教学運営について、リーダーシップを発揮しています。
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	理事長が学長を兼務しています。
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	左記のとおり努めています。
(2) 学長補佐体制 ① 大学に副学長及び学長補佐を置くことができます。	学則に基づき副学長を置き、「帝京科学大学副学長の職務について」において、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めています。また、「帝京科学大学学長補佐設置規程」に基づき、学長の下に学長補佐を置き、学長を助けて大学の運営に当たっています。
② 教務関係及び学生支援関係の各業務を円滑に運営するために、教務部長及び学生部長を置きます。	「帝京科学大学教務部長及び学生部長設置規程」に基づいて、教務部長は教務関係の業務を、学生部長は学生支援関係の業務をそれぞれ総括整理しています。

3-2 教授会

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則及び教授会規定に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	教授会で審議する事項については、学則第35条及び教授会規程に定めています。 本学においても、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

前文

ガバナンス・コード	実施状況等
私立大学は、常の時代の変化に対応した公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。 ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。	左記のとおり努めています。

4-1 学生に対して

ガバナンス・コード	実施状況等
（１）学生の学びの基礎単位である学部・学科においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの３つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	３つの方針（ポリシー）については、大学全体・学科ごとに定めています（入学者受入れの方針については学科単位）。
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	左記のとおり取り組んでいます。

ガバナンス・コード	実施状況等
③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	左記のとおり対処しています。

4-2 教職員等に対して

ガバナンス・コード	実施状況等
（１）教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	左記のとおり教職協働体制を確保しています。
（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。	左記のとおり取組みを推進しています。
① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	アについては、左記のとおり努めます。 イについては、取り組んでいます。（令和５年５月） 監査計画については、理事会・評議員会に報告しています。
② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア ３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組を推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	FDについては、大学全体として委員会を設置し取り組んでいます。今後は教員の自己点検評価を通じた教員個々のFD活動の取組を検討します。

ガバナンス・コード	実施状況等
③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組を推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	教員・事務職員の意識改革、資質・能力の向上が不可欠であるという認識のもと、SD 活動の取組を計画的に推進しています。

4-3 社会に対して

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	令和 2 年度に第 3 期認証評価を受審し、「適合」と認定され、全ての基準項目において「改善を要する点」の指摘事項はありませんでした。「参考意見」などの評価結果も踏まえ、令和 4 年度からの中期目標・計画を策定しましたので、今後とも教育研究水準の向上に努めます。 令和 6 年度以降の中期目標・計画の様式について、単年度ごとの評価等を実施しやすくする観点から一部更新しました。 ※令和 6 年 1 月理事会・評議員会承認 (令和 6 年 1 月)
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	令和 4 年度からの中期目標・計画の実施と毎年度の自己点検・評価活動の一体化を図っています。
③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	自己点検・評価活動や教育・研究活動に関する情報を、ホームページ等を通じて積極的に公開し、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たすことができるよう努めています。

ガバナンス・コード	実施状況等
(2) 社会貢献・地域連携 ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	地域連携推進センターを中心に左記のとおり努めています。
② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	左記のとおり努めています。
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	左記のとおり努めています。
④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	左記のとおり努めています。
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	左記のとおり努めています。

4-4 危機管理及び法令遵守

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	災害等に対応した危機管理マニュアルを全面的に改訂しました。また、ハラスメント、公的研究費不正使用防止等については規程等を定め取り組んでいます。
② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	コロナ禍で対応できなかった避難訓練の実施に取り組んでいます。また、感染対策等に努めており、安全安心なキャンパス環境の整備に努めています。
③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	事業継続計画の策定に向け検討します。

ガバナンス・コード	実施状況等
(2) 法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規定（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取組みます。	帝京科学大学教職員行動指針を定めるなど取り組んでいます。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を 常時開設し、通報者の保護を図ります。	公益通報窓口を設置しています。

第5章 透明性の確保（情報公開）

前文

ガバナンス・コード	実施状況等
私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。	左記のとおり努めています。

5-1 情報公開の充実

ガバナンス・コード	実施状況等
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。	左記のとおり情報発信しています。
(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	法律等により定めがない情報についても、自主的な情報公開に努め、透明性の高い法人・大学運営に取り組んでいます。
(3) 情報公開の工夫等 ① 上記(1)及び(2)の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	情報公開については、Web 公開を中心として運用しています。ただし、請求に基づき閲覧に供するなど、利用者の利便性に留意しています。
② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	方針は定めていませんが、情報公開については、広くステークホルダーを対象に実施しています。
③ 公開方法は、インターネットを使った WEB 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	情報公開については、WEB 公開中心ですが、対象者に対応して、ガイドブック、各種パンフレット、ニューズレターなどの媒体を活用しています。
④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	左記のとおり工夫していきます。